



特定保健指導のご案内

保健師・管理栄養士が事業所に訪問します！

協会けんぽでは、加入者の皆様の健康維持・増進のため、健診を受診し対象となった場合に**無料**で特定保健指導を実施しています。近年、リモートワークなど非対面による働き方が普及している反面、相手と直接顔を合わせることの大切さを実感された方も多いのではないのでしょうか。

コロナ禍からの回復を迎えた今こそ、事業所での特定保健指導をぜひご活用ください。

事業所で実施する最大のメリット
働く環境等を実際に見せていただくことが
具体的な健康づくりにつながります！

事業所まるごと
サポートします！



特定保健指導の対象者様には…

一人ひとりに合わせたオーダーメイドな
目標と行動計画を提案します！

〇〇さんの仕事は水分補給が大切ですが、甘味飲料ばかり選ぶのは避けましょう。

仕事内容も考慮した提案をしてくれてよかった！



事業主様や担当者様には…

事業所の実態や方針に合わせた
健康づくりを支援します！

御社の課題は、血圧が高い方が多いことです。食堂に減塩メニューを取り入れてはどうですか。

実際の課題に沿ったサポートをしてくれてよかった！



Q どんなことをするの？

A 面談時に、生活習慣の改善に向けた**目標と行動計画**を一緒に考えます。詳しくは動画をチェック！



Q どうやって受けるの？

A 対象者には、協会けんぽ（または委託業者）から事業所を通して案内が届きます。お電話等で希望日時を承ります。

Q 対面が難しい場合は？

A オンライン面談も実施しています。スマートフォンやパソコン等を使って受けることができます。



接骨院・整骨院のかかり方

接骨院・整骨院での柔道整復師による治療には、
健康保険の対象となる場合とならない場合があります



健康保険が使えます

たとえばこんなとき

- 日常生活やスポーツで足をひねった
- 家の中で転んで床に肘をぶつけた

*外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等）

ご注意ください

骨折や脱臼に対する施術は、
応急処置を除き、**医師の同意**が必要です。



健康保険が使えません

たとえばこんなとき

- 日常生活で感じる肩こり

*単なる肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み

*リラクゼーションを目的とした利用

*神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、

ヘルニア等の病気からくる痛み

*病気や診療所等での治療中のけが

*工作中・通勤途中でのけが（労災保険適用）

接骨院・整骨院にかかる場合の注意事項

1. 負傷の原因を正しく伝えましょう

何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。

負傷の原因が明らかではないときは健康保険の対象とはならない場合があります。

2. 療養費支給申請書の記載内容をよく確認し、必ず自分で署名しましょう

療養費支給申請書は、健康保険の請求および受領を柔道整復師に委任するために重要な書類です。

委任欄に署名する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

白紙の用紙に署名をしたり、印鑑を渡してしまうのは、不適切な請求につながる恐れがありますので注意してください。

3. 領収書をもらいましょう

領収書は必ずもらいましょう。なお、領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大切に保管してください。

詳細はこちら



協会けんぽより治療内容についてお尋ねすることがあります

柔道整復師の請求の中には、健康保険の対象とされない治療の請求や不適切な請求も一部見受けられるため、適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、協会けんぽより電話または文書で負傷原因等を照会することがあります。

発行元



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111（代表）

※協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者（国民健康保険組合等）にお問い合わせください

協会けんぽTimesのバックナンバーは
協会けんぽのホームページでもご覧いただけます

令和5年6月号

